

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2019(令和元)年度
4号(通算368号)

(令和元年7月19日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 第94回社会保障審議会障害者部会が開催される | …P. 1 |
| 2 | 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について | …P. 2 |
| 3 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について | …P. 3 |
| 4 | 改正健康増進法の施行に関するQ&Aの公表 | …P. 4 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 2019年度チャリティプレート助成金のご案内 | …P. 4 |
|---|------------------------|-------|

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 第94回社会保障審議会障害者部会が開催される

厚生労働省は、令和元年6月24日に、第94回社会保障審議会障害者部会(部会長、駒村康平慶應義塾大学教授)を開催しました。前回(第93回/平成31年2月22日開催)部会の開催以降の障害福祉施策に関する取り組みについて、資料を基に説明がありました。今回の部会では、相談支援専門員研修制度の見直しや「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書」等について協議されました。

(1) 相談支援専門員研修制度の見直しについて

本制度の見直しについては、平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われました。

これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について、「相談支援の質の向上に向けた検討会」により、検討が進められました。

平成31年4月10日に「相談支援の質の向上に向けた検討会(第6回～第9回)における議論」がとりまとめられ、今後は、2020年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、2019年度の早期の告示及び通知の発出に向けて所要の手続き等が

行われることとなります。

(2) 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書」について

精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」が平成30年12月より開催され、さらに平成31年1月よりワーキンググループも開催の上、精神保健福祉士の役割や教育内容等（カリキュラム）の見直しなどについて検討されてきました。

平成31年3月29日にこれまでの議論について中間報告書が取りまとめられました。今後、本中間報告を踏まえ、人材の養成・育成や、家族、集団・組織、地域及び社会に対する支援の一層の充実に向けて、求められる精神保健福祉士を育成していくために必要となる「精神保健福祉士の養成の在り方」や「実習・演習及び教員等の在り方」にかかわる具体的な教育内容等の見直しについて議論が進められていく予定です。

当日の配布資料については、下記URLをご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 >
社会保障審議会(障害者部会) > 社会保障審議会障害者部会 (第94回)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00012.html

2. 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。）が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

これをうけて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年6月付20190522中第3号、公取取第44号 経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）が発出されました。

消費税率の引き上げに伴う価格設定について（ガイドライン）では「消費税還元セール」などの消費税と直接関連した宣伝・広告の禁止（価格設定に関する考え方）や小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止（適正な転嫁の確保）することについて具体例も含め示しています。詳細は下記URLよりご確認ください。

[内閣府 消費税価格転嫁等対策HP] <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

※「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」などが掲載されています。

[消費者庁 消費税転嫁対策特別措置法HP]

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/

※「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（ガイドライン）、「消費税

の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉(パンフレット)などが掲載されています。

3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について

厚生労働省は7月8日付障発0708第2号「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について」を発出しました。本法律(通称 読書バリアフリー法)は障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としており、令和元年6月28日に公布、施行されました。

文部科学省総合教育政策局長からも各都道府県教育委員会等宛に同旨の通知が発出されており、各地方公共団体の教育行政担当部局と障害保健福祉部局が連携の上、視覚障害者等の読書環境の整備のより一層の推進に取り組んでいくことが示されています。

法律の概要は以下のとおりとなっており、詳細は以下のURLよりご確認ください。

[文部科学省HP]トップ > 教育 > 生涯学習の推進 > 障害者の生涯学習の推進について > お知らせ > 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1418383.htm

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)概要

【目的(1条)】

視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

⇒障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

【基本理念(3条)】

- ・アクセシブルな電子書籍等(デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障害者の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

【国・地方公共団体の責務(4条・5条)】

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

【基本的施策(9条~17条)】

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実

- ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化 (10 条)
 - ・アクセシブルな書籍、電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク (サピエ図書館を想定) の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍、特定電子書籍等の製作の支援 (11 条)
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍、特定電子書籍等：著作権法 37 条により製作されるアクセシブルな書籍、電子書籍等
 - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12 条)
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13 条)
 - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等、これに関する情報の入手支援 (14 条)
- ⑦情報通信技術の習得支援 (15 条)
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 (16 条)
- ⑨製作人材、図書館サービス人材の育成等 (17 条)
- ※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分、④、⑤、⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。



- ✓ 文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基本計画で具体化 (7 条)、地方公共団体は計画策定の努力義務 (8 条)、政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け (6 条)

【協議の場等 (18 条)】

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

4. 改正健康増進法の施行に関するQ & Aの公表

厚生労働省は、健康増進法の一部を改正する法律 (以下、改正健康増進法) の施行に関するQ & Aを、平成31年4月26日に公表し、令和元年6月28日に最終改正を行いました。

改正健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理者が

講ずべき措置等について定めています。

対策に関する詳細が本Q&Aにおいて整理されておりますので、ご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

II. その他の関連情報

1. 2019年度チャリティプレート助成金のご案内

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会では、障害者が通う小規模作業所、アクティビティ・センター（自立生活センター、グループホーム）などで、特に緊急性が明確である団体を対象とした、標記助成金への応募を受け付けています。

本助成金は、設備・備品・車両の助成を行うものであり、概要は下記のとおりです。

《2018年度 チャリティプレート助成金（概要）》

1. 応募資格

- ① 助成年度の前年の4月1日までに設立され、すでに活動を開始していること。
- ② 年間総予算額が2,000万円をこえないこと。
- ③ 事業収入が800万円をこえないこと。
- ④ 公費助成のうち、運営費助成（対利用者）額が年間予算総額の75%をこえないこと。
- ⑤ 社会福祉法人および財団法人は特別の理由がない限り対象としない。

2. 助成金額

1件当たり50万円を限度とする。

3. 応募方法

2019年7月1日（月）～2019年9月30日（月）の期間中に、必要書類を郵送してください。

（一次審査必要書類）

- ・助成金申請書（様式指定）
- ・前年度の収支計算書
- ・今年度の予算書

※一次審査で選ばれた団体は、二次審査に必要な書類を10日以内にお送りください。

（二次審査必要書類）

- ・役員名簿（代表責任者明記のこと）
- ・前年度事業報告書
- ・要望物件のカタログ、見積書の写しなど

4. 応募書類の請求・問い合わせ先

〒166-0012 東京都杉並区和田1-5-18 アテナビル2階

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会 担当：諏訪
TEL：03-3381-4071 FAX：03-3381-2289 E-mail：info@jcpa.net

[日本チャリティプレート協会HP] トップページ > チャリティプレート助成金
http://www.jcpa.net/jcpa/?page_id=13